

鹿 児 島 県 公 報

平成25年6月28日（金）第2918号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（3件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 4
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 5
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 5
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談
支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定（2件）（大隅地域振興局取扱い） 6

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 6
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 7

人 事 委 員 会 規 則

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（※）（総務課取扱い） 7
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 8

収 用 委 員 会 告 示

- 収用裁決申請事案に係る公示による通知（収用委員会取扱い） 8

正 誤

- 鹿児島県公報第2790号の25（平成24年3月30日付け）の一部訂正（※）（人事課取扱い） 8
- 鹿児島県公報第2790号の26（平成24年3月30日付け）の一部訂正（※）（人事課取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第727号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

- (1) 区域
県全域
- (2) 期間

平成25年8月1日から平成26年7月31日まで

- 2 森林病害虫等の種類
松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，伊佐市，始良市，薩摩郡，出水郡，始良郡，曾於郡，肝属郡及び熊毛郡（屋久島町口永良部の区域を除く。）の区域	奄美市，鹿児島郡，熊毛郡のうち屋久島町口永良部及び大島郡の区域
---	---------------------------------

4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

5 その他

1の(1)に掲げる区域内において森林，樹木，指定種苗又は伐採木等を所有し，又は管理する者は，この告示の日から2週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

鹿児島県告示第728号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

霧島市牧園町三体堂字高野1835番122（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

用排水路用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第729号

平成25年5月28日農林水産省告示第1762号（以下「告示第1762号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
杉本四郎	鹿屋市吾平町麓字松吹6075番	告示第1762号の変更後の指定施業要件のとお り
伊野秀雄	鹿屋市輝北町上百引字後ヶ谷3246番2，3251番2	
新原シヅ子	鹿屋市輝北町上百引字後ヶ谷3253番2	
園田盛二	鹿屋市輝北町上百引字西堀切原3257番2	
園田郁哉	鹿屋市輝北町上百引字中原西4001番2	
溝口陽子	鹿屋市輝北町上百引字中原西4002番1	

鹿児島県告示第730号

平成25年5月28日農林水産省告示第1764号（以下「告示第1764号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
藤崎吉五郎	志布志市志布志町内之倉字森山1057番1, 1057番8	告示第1764号の変更後の指定施業要件のとおり
海老原盛平	志布志市志布志町帖字中中原3601番2	
時見宗之進	志布志市志布志町帖字徳蔵3850番	
横峯喜吉, 横峯喜市, 小田豊治	志布志市志布志町帖字中原12302番6	

鹿児島県告示第731号

平成25年6月4日鹿児島県告示第661号（以下「告示第661号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を始良市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名又は名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
社団法人蒲生育英会	始良市蒲生町白男字長谷3279番1, 字大野尻3554番1	告示第661号の変更後の指定施業要件のとおり
上村清人	始良市蒲生町白男字一ノ渡3562番8	
片山又之助	始良市蒲生町白男字大野尻3529番8	

鹿児島県告示第732号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
古賀 久大	こがひさお眼科クリニック	薩摩川内市中郷一丁目39番18号	眼科	平成25年6月7日
濱田 美奈子	独立行政法人国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882	内科	平成25年6月7日
萩原 陽子	川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町4107番地7	内科	平成25年6月7日
川井田 浩一	鹿児島県立北薩病院	伊佐市大口宮人502番地4	外科	平成25年6月7日
伊東 直哉	医療法人徳洲会瀬戸内徳洲会病院	大島郡瀬戸内町古仁屋字トンキャン原1358番地1	内科	平成25年6月7日
立野 太郎	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8番8号	外科	平成25年6月7日
桑原 栄嗣	医療法人浩然会指宿	指宿市十町1145番地	内科	平成25年

	浩然会病院			6月7日
香月 稔史	協愛病院	霧島市国分新町一丁目6番52-6号	内科	平成25年 6月7日
桑波田 聡	垂水市立医療センター 一垂水中央病院	垂水市錦江町1番地140	内科	平成25年 6月7日
竹中 俊宏	垂水市立医療センター 一垂水中央病院	垂水市錦江町1番地140	内科	平成25年 6月7日
河井 浩志	社会医療法人義順顕彰会 田上病院	西之表市西之表7463番地	脳神経外科	平成25年 6月7日
大迫 洋一	出水郡医師会立阿久根市民病院	阿久根市赤瀬川4513	泌尿器科	平成25年 6月7日
銚之原 基	出水郡医師会立阿久根市民病院	阿久根市赤瀬川4513	消化器科	平成25年 6月7日
城間 伸雄	社会医療法人鹿児島 愛心会大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町6081番地1	外科	平成25年 6月7日
貞村 祐子	大井病院	姶良市加治木町本町141	脳神経外科	平成25年 6月7日
田中 一郎	医療法人英幸会鹿屋 泌尿器科	鹿屋市新川町132番地4	泌尿器科	平成25年 6月7日

鹿児島県告示第733号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、曾於南部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

- 理事 障子田 勝 鹿屋市輝北町諏訪原874番地
 理事 樽水 浩 志布志市有明町野神670番地5
 理事 吉國 敏郎 志布志市有明町野神3490番地3
 理事 福田 正明 志布志市有明町蓬原2370番地3
 理事 小野 操 志布志市有明町原田2229番地1
 理事 銚立 義人 志布志市有明町山重11059番地1
 理事 和佐 幸一 志布志市有明町伊崎田6552番地
 理事 岩本 剛 志布志市有明町野井倉2319番地1
 理事 新西 勝 曾於郡大崎町永吉3912番地
 理事 上原 正一 曾於郡大崎町永吉3011番地
 理事 西高 悟 曾於郡大崎町井俣2698番地
 理事 榎屋 宗護 曾於郡大崎町井俣2496番地1
 理事 北村 寅男 曾於郡大崎町野方6584番地
 理事 中崎 増雄 曾於郡大崎町永吉1080番地
 理事 水元 幸都 曾於郡大崎町持留1643番地6
 理事 大山 稔 鹿屋市輝北町上百引3332番地1
 理事 東 靖弘 曾於郡大崎町岡別府97番地
 理事 本田 修一 志布志市有明町伊崎田797番地
 監事 宮苑 和郎 志布志市有明町野井倉4905番地2
 監事 有田 浩二 鹿屋市輝北町諏訪原3747番地
 監事 久留 松男 曾於郡大崎町岡別府169番地

（任期 平成25年5月29日から平成29年3月31日まで）

2 退任した役員の氏名及び住所

- 理事 障子田 勝 鹿屋市輝北町諏訪原874番地

- 理事 永屋 隆敏 志布志市有明町野神1640番地
- 理事 吉國 敏郎 志布志市有明町野神3490番地 3
- 理事 福田 正明 志布志市有明町蓬原2370番地 3
- 理事 小野 操 志布志市有明町原田2229番地 1
- 理事 立山 武雄 志布志市有明町山重11293番地 1
- 理事 谷口 薫 志布志市有明町伊崎田3081番地
- 理事 新西 勝 曾於郡大崎町永吉3912番地
- 理事 上原 正一 曾於郡大崎町永吉3011番地
- 理事 西高 悟 曾於郡大崎町井俣2698番地
- 理事 榎屋 宗護 曾於郡大崎町井俣2496番地 1
- 理事 北村 寅男 曾於郡大崎町野方6584番地
- 理事 中崎 増雄 曾於郡大崎町永吉1080番地
- 理事 迫田 巖 曾於郡大崎町持留570番地
- 理事 大山 稔 鹿屋市輝北町上百引3332番地 1
- 理事 東 靖弘 曾於郡大崎町岡別府97番地
- 理事 本田 修一 志布志市有明町伊崎田797番地
- 監事 宮苑 和郎 志布志市有明町野井倉4905番地 2
- 監事 有田 浩二 鹿屋市輝北町諏訪原3747番地
- 監事 久留 松男 曾於郡大崎町岡別府169番地

鹿児島県告示第734号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（原良第三地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成25年7月1日から平成26年3月14日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市原良町及び薬師二丁目の各地内

鹿児島県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年6月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	百次木場茶屋線	薩摩川内市川永野町字川永野6780番2地先から同市川永野町字瀧之元6660番7地先まで	前後	13.0～45.0 10.0～45.0	335.0 335.0

鹿児島県告示第736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年6月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	百次木場茶屋線	薩摩川内市川永野町字川永野6780番2地先から同市川永野町字瀧之元6660番7地先まで	平成25年6月28日

始良・伊佐地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

平成25年6月28日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鈴かけ園	霧島市隼人町松永1431番地	社会福祉法人若鮎会	霧島市隼人町松永1431番地	小城 堅	平成25年6月1日	地域移行支援・地域定着支援

大隅地域振興局告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年6月28日

大隅地域振興局長 三角浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
シニアあんしんヘルパーステーション	鹿屋市上谷町11514番4号	有限会社岳谷コーポレーション	鹿屋市上谷町5番31号	小林 千鶴	平成25年5月1日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護

大隅地域振興局告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年6月28日

大隅地域振興局長 三角浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
セントロメディコ訪問介護事業所	肝属郡肝付町新富563番地1	有限会社セントロメディコ	肝属郡肝付町新富523番地2	上園由希子	平成25年5月1日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年6月28

日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年6月28日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス伊集院店
日置市伊集院町清藤2006番2 外4筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗の名称
(1) 変更前 (仮称)ダイレックス伊集院店
(2) 変更後 ダイレックス伊集院店
- 3 変更年月日
平成25年5月15日
- 4 届出年月日
平成25年6月12日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により志布志市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年6月28日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
サンポートしぶシアピア
志布志市志布志町志布志三丁目24番1号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法附則第5条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年2月1日
- 3 意見の概要
出店にあたっては、周辺地域の大規模小売店舗立地法に定められた生活環境の保持を遵守し、周辺地域の住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任を持って対処すること。

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

鹿児島県人事委員会規則第1号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年鹿児島県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「社団法人鹿児島県種豚改良協会」を「一般社団法人鹿児島県種豚改良協会」に、「財団法人鹿児島県育英財団」を「公益財団法人鹿児島県育英財団」に、「財団法人鹿児島県環境技術協会」を「一般財団法人鹿児島県環境技術協会」に、「財団法人鹿児島県環境整備公社」を「公益財団法人鹿児島県環境整備公社」に、「財団法人鹿児島県地域振興公社」を「公益財団法人鹿児島県地域振興公社」に、「財団法人鹿児島県林業担い手育成基金」を「公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金」に改める。

別表第2中「財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター」を「公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター」に、「財団法人鹿児島県体育協会」を「公益財団法人鹿児島県体育協会」に、「財団法人ダム技術センター」を「一般財団法人ダム技術センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 6 月 28 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

鹿児島県人事委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務部参事（総務事務センター担当）」を「センター長」に、「医療技監」を「医療技監 獣医務技監」に、「課長 センター長」を「課長」に、「資源管理監 課長補佐（総務担当）」を「厚生監 資源管理監 土木部参事（土木行政担当） 課長補佐（総務担当，人事課の人事・給与担当）」に、「予算係長」を「予算係長及び参事付」に、「審査専門員」を「参事付 審査専門員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

収 用 委 員 会 告 示

鹿児島県収用委員会告示第8号

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成25年 6 月 28 日

鹿児島県収用委員会

1 送達すべき書類の名称

平成25年 5 月 28 日付け平成25年度鹿収第1号の「一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」新設工事・鹿児島県薩摩川内市小倉町字深谷地内から同市都町字中山地内まで）並びにこれに伴う市道，普通河川及び農業用道路付替工事」の収用事件に係る裁決書

2 送達を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 住所 不明

氏名 永井重志

(2) 住所 北海道札幌市中央区南16条西八丁目1番25-806号

氏名 伊達実

3 送達すべき書類の保管等

鹿児島県収用委員会事務局（鹿児島県土木部監理課用地対策室内）に保管しており2に掲げる者にいつでも交付する。

なお、1に掲げる書類を受領しないときは、平成25年 7 月 19 日をもって通知があったものとみなされる。

正 誤

平成24年 3 月 30 日付け鹿児島県公報第2790号の25中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
33	上から15行目	の表	の表12の項を11の項とし，同表

47	下から7行目	5⑩⑪」を「5⑪⑫	5①⑩⑪」を「5①⑪⑫
----	--------	-----------	-------------

平成24年3月30日付け鹿児島県公報第2790号の26中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	下から24行目	(7)	(6)